

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員  
監査公表三件

## 福島県監査委員

### 監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成26年11月21日

福島県監査委員 小 桧 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦

- 1 監査実施期間 平成26年9月2日～平成26年10月21日
- 2 監査対象機関 本庁15箇所、公所7箇所
- 3 監査の結果  
監査は、平成25会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 知事直轄

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
知事直轄	平成26年10月14日	美馬武千代	実地監査	平成26年8月18日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
総務部	平成26年10月10日	三村博昭 美馬武千代	実地監査	平成26年9月2日 ～ 平成26年9月9日

県中地方振興局	平成26年9月2日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年7月29日 平成26年7月30日
県南地方振興局	平成26年9月3日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成26年7月23日 平成26年7月24日
会津地方振興局	平成26年9月5日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成26年7月23日 平成26年7月24日
南会津地方振興局	平成26年9月5日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成26年7月29日 平成26年7月30日
いわき地方振興局	平成26年9月3日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成26年7月29日 平成26年7月30日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 県民税利子割交付金、県民税配当割交付金及び県民税株式等譲渡所得割交付金の市町村交付について、著しく適切でないものがある。

「事実」

平成23年2月の県民税利子割等の税収見合い市町村交付金について、平成22年度3月（平成23年3月）交付分に計上すべきところ、東日本大震災の影響で税務システムが使用不能となったことから収入額の確定ができず計上できなかったため、当該収入額確定後に到来する交付時期（利子割・配当割：同年度8月、譲渡所得割：平成23年度3月）に計上すべきところ、不十分なチェック体制などのため交付漏れが生じた。また、交付額の算定額の算定基礎となる金額の計上誤りにより交付額に過不足が生じた。

1	平成23年2月収入額の計上漏れによる交付漏れ	
	県民税利子割交付金	68,027,807円
	県民税配当割交付金	3,358,726円
	県民税株式等譲渡所得割交付金	17,543円
	計	71,404,076円
2	算定基礎額誤りによる交付過不足	
	県民税利子割交付金	192,462円
	県民税配当割交付金	△18円
	県民税株式等譲渡所得割交付金	0円
	計	192,444円

「是正・改善等の意見」

県民税に係る市町村への交付金交付に当たっては、チェックが容易にできるような算定資料の見直し、チェック体制の更なる強化を実施するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。（財務総室）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 県庁舎等除染作業に係る設計・積算業務委託において、検査結果を速やかに通知しなかったことから、受託者の請求が遅れ支払時期が遅延することとなった。（文書管財総室）
- ・ 「住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ等一式」と「住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末等一式」の賃貸借において、借入品管理簿を整理し、管理を行うべきところ行われていない。（市町村総室）
- ・ 公用自動車について、不用を決定し、廃棄手続をする際に抹消登録手数料を支出せずに、収入となる売払代金から控除して、差引額を収入調定している。（県中地方振興局）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
------	-------	--------	------	---------

企画調整部	平成26年10月15日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年9月2日 ～ 平成26年9月11日
-------	-------------	-------	-------	------	------------------------------

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・歳入を受け入れた会計年度に誤りがある。

「事実」

県が甲連合会に貸付を実施している「地域総合整備資金貸付金」に係る平成25年度分の償還金86,362千円を収入するに当たり、同年度分諸収入として受け入れなければならないところ、平成24年度出納整理期間中、同年度諸収入として調定及び収入している。

「是正・改善等の意見」

収入事務の執行に当たっては、関係規定に基づき適正に行うこと。特に、出納整理期間中においては、会計年度所属区分の確認について内部チェックをより徹底させ適切に行うこと。  
(企画調整総室)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・電力柱に係る行政財産使用許可に基づく土地使用料（19件28,500円）について納期限を平成25年4月30日として同年4月1日に調定すべきところ、同年9月24日に調定している。  
(企画調整総室)
- ・平成25年4月1日付け人事異動に係る組織改編に伴い必要となった情報通信ネットワークシステムLAN変更工事において、平成24年度現計予算の範囲内で執行した残余分を平成25年4月1日付けで分割して発注したが、HUB撤去、設置等に係る必要数量等について、参考見積書に記載されているにもかかわらず設計積算には含めなかったため過小設計（27,930円）となっており、工事施工後には、当該HUB設置等の施工図及び竣工写真が提出されているにもかかわらず、十分な履行確認、検査等を行わないで、必要となった変更設計及び変更契約も行っていない。また、通信ケーブルの試験数量等の積算誤りにより過大設計（57,354円）となっている。さらに平成26年3月28日付けで発注した同年4月1日付け人事異動に係る組織改編に伴い必要となった情報通信ネットワークシステムLAN変更工事において、設計積算に誤りがあり、過小設計（31,500円）となっている。  
(情報統計総室)
- ・不用パソコンの売却契約において、データ減却を指示したパソコンの種別及び数量と作業証明書に記載されている種別及び数量が合致しておらず、またデータの減却の確認がなされていない。  
(情報統計総室)
- ・公益財団法人甲に使用させている土地について、行政財産使用許可を行っておらず、また当該土地に設置されている建物に係る管理経費についても徴収しないまま、指定管理者に対する委託料の中で負担している。  
(文化スポーツ局)
- ・ふくしま海洋科学館木床補修工事において、設計額が予算額を上回った段階で、施工を2か年度に分割することで生じる費用増加を含む影響の評価や平成25年度における一括施工に向けた予算措置の検討が不十分なまま、当該年度においては現計予算の範囲内で執行可能な分を、残余分については平成26年度に分割して発注したため、経済性及び効率性を欠いている。  
(文化スポーツ局)

(4) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
生活環境部	平成26年10月7日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年8月18日 ～ 平成26年8月22日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (5) 保健福祉部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
保健福祉部	平成26年10月20日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成26年9月2日 ～ 平成26年9月12日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

## 指導事項

- ・保育士修学資金貸付事業に対する補助事業を創設するに当たり、国の「安心こども基金管理運営要領」に基づき、当該補助金交付要綱に交付年度ごとに精算する規定を設けるべきところ、当初交付した補助金を複数年度にわたって使用できることとしたため、甲団体に対して補助金63,296,000円を過大に交付したままとなっていた。  
(自立支援総室)
- ・自立支援教育訓練給付金(4件74,265円)について支給が遅延している。  
(自立支援総室)
- ・福島県保健師等修学資金の返還債務の免除決定事務において、事務が大幅に遅延しているものがある。  
(健康衛生総室)

## (6) 商工労働部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
商工労働部	平成26年10月17日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成26年9月10日 ～ 平成26年9月12日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

## 指導事項

- ・平成24年度に債務負担行為を設定した緊急雇用対策事業について、当初契約以降の各部、各契約ごとの業務執行状況等を適時適切に把握していないため、債務負担行為に係る予算執行等における事務処理が複雑化し、計画性及び効率性を欠くものとなっている。  
(商工労働総室)

## (7) 農林水産部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
農林水産部	平成26年10月16日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年9月2日 ～ 平成26年9月12日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (8) 土木部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
土木部	平成26年10月8日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年8月18日 ～ 平成26年8月28日
県中建設事務所	平成26年9月2日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年7月17日 平成26年7月18日
富岡土木事務所	平成26年9月4日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成26年6月26日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

## 指導事項

- ・平成14年3月20日付けで契約した甲公社の運営に係る資金貸付の当初契約書（原本）が所在不明となっている。（道路総室）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (9) 出納局

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
出納局	平成26年10月14日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年8月27日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (10) 議会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
議会事務局	平成26年10月14日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年8月28日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (11) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
教育庁	平成26年10月21日	小松山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年8月19日 ～ 平成26年8月27日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

## 指摘事項

- ・超過勤務手当の支給に著しく適切でないものがある。

## 「事実」

職員8人の延べ20か月分の超過勤務実績について、月当たり60時間を超えた超過勤務時間を区別せず全て60時間までとして集計したこと及び時間外運転業務を超過勤務時間としなかったことから、手当の不足支給となっている。

支給済額 5,035,333円

正当支給額 5,240,141円

不足支給額 204,808円

## 「是正・改善等の意見」

超過勤務手当の支給に当たっては、所属長、給与担当者及び職員が制度内容を理解するとともに、内部チェック機能を充実させ、関係規程に基づき適正に行うこと。（健康教育課）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

## 指導事項

- ・公益財団法人甲に委託した埋蔵文化財発掘調査業務を行わせるために使用させている2箇所の建物について、行政財産使用許可を行っていない。（財務課）
- ・甲町に委託して実施した「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」について、当該事業の委託料で支出すべきでない費用が含まれている。（社会教育課）
- ・公益財団法人甲に委託した文化財発掘調査について、人件費相当額を含めてより地方財政措置が有利な復興基盤総合整備事業で予算措置されるよう関係機関に要請すべきところ、当該人件費相当額については県単独事業である当該法人に対する運営補助金で措置している。（文化財課）
- ・公益財団法人甲に委託した文化財発掘調査2事業について、当該業務を実施するための対価として、一括して委託料として支出すべきところを、人件費等相当額を補助金として、また物件費相当額を委託料として一体の業務を分割して支出している。（文化財課）

- ・国等から受託している文化財発掘調査業務について、国等に対して負担を求めるに当たり、積算内容と事務の実態が合わないものがある。（文化財課）
- ・公益財団法人甲が教育委員会から受託した発掘調査業務に使用するため昭和56年度から借り受けている建物の使用料を支出しているが、当該建物が建築基準法の規定に基づく建築確認を受けていないにもかかわらず、是正措置等の指示、指導等を行っていない。また、当該建物を利用するに当たって、同年度以降賃借料が多額に及んでいるにもかかわらず、買取り等の検討を行わないなど、費用対効果も含めた経費節減に向けた精査、検証等を十分に行わず経済性を欠いている。（文化財課）

(12) 公安委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
警察本部	平成26年10月9日	小 松 山 善 継	尾 形 克 彦	実地監査	平成26年8月18日 ～ 平成26年8月25日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(13) 監査委員

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
監査委員事務局	平成26年10月14日	美馬武千代		実地監査	平成26年8月28日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(14) 人事委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
人事委員会事務局	平成26年10月14日	美馬武千代		実地監査	平成26年8月28日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(15) 労働委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
労働委員会事務局	平成26年10月14日	三 村 博 昭	美馬武千代	実地監査	平成26年8月22日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

**監査公表第31号**

平成26年9月26日監査公表第28号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年11月21日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 26財第1839号  
 平成26年10月31日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 様

福島県監査委員 美馬 武千代  
 福島県監査委員 尾形 克彦

福島県知事 佐藤 雄平 回

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成26年9月3日付け26福監第107号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 相双農林事務所  
 監査対象年度 平成25年度  
 監査実施年月日 平成26年8月21日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」          物品購入の契約手続において、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」          条件付一般競争入札で一括契約すべきノートパソコンの購入において、計画性を欠いていたことから、平成26年2月以降同一仕様の43台全てを分割して同一業者との単独随意契約（単価96,600円、契約総額4,153,800円）により購入している。</p> <p>「是正・改善等の意見」          物品購入の契約事務においては、関係規程に基づき適正に行うとともに経済性に留意して計画的に行うこと。</p>	<p>農林総務課と相双農林事務所との打合せにおいて、今後同一仕様で複数台数の物品購入の契約手続を行う際には、財務規則等を遵守し、導入すべき時期を十分に考慮した上、経済性及び効率性の観点から、発注を分割すべき特殊な事情がない限り基本的に一括発注を実施することを確認しました。</p> <p>なお、部内各機関に対し、組織的なチェック体制の強化について会議等で周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。</p>

- 2 監査対象機関 県北建設事務所  
 監査対象年度 平成25年度  
 監査実施年月日 平成26年8月26日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」          河川敷占用料の延滞金が収入調定されていない。</p> <p>「事実」          河川敷占用料に係る収入調定すべき延滞金について、平成22年度以降の16件106,300円が調定されていない。</p> <p>「是正・改善等の意見」          歳入調定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>平成22年度以降の河川敷占用料に係る延滞金については、内容について再度精査を行い、その結果16件106,600円について調定を行いました。</p> <p>今後は、調定漏れをなくすため、主担当、副担当等職員間でのチェックを徹底するとともに、関係規程に基づき適切な事務処理に努めてまいります。</p>

- 3 監査対象機関 会津若松建設事務所  
 監査対象年度 平成25年度  
 監査実施年月日 平成26年8月28日

指摘事項	措置状況
「指摘事項」	

<p>委託業務の設計積算に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 測量設計業務委託（道路・基幹）国道252号において、測量の地域差による変化率の適用を誤り、設計額が過小となっている。</p> <p style="margin-left: 20px;">正設計額           4,151,700円 誤設計額           3,872,400円 過小設計額        279,300円</p> <p>「是正・改善等の意見」 委託業務の設計積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うことはもとより、チェック体制の見直し及び強化に努めること。</p> <p>「指摘事項」 修繕料の支払事務に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 平成25年度に発注した県道の照明設備修繕及び県管理国道の道路情報ライブカメラ修繕に係る修繕料のうち、19件2,046,601円について、履行を確認しながら平成26年5月22日に受託者から申出があるまで最長でほぼ1年間関係書類を放置し支払手続を行っていなかった。</p> <p>「是正・改善等の意見」 支出事務については、関係書類の滞留防止に向けチェック体制を見直すとともに、関係規程に基づき適正に執行すること。</p>	<p>委託業務の設計積算については、現場において地形条件等を十分に確認した上で、設計業務等標準積算基準に基づき、積算における地域設定、各種単価、補正係数等を厳正に適用し、適正な設計書を作成します。</p> <p>また、積算設計ミスに関する情報を共有し、所内勉強会の実施などを通して積算担当者及び検算者の技能向上を図るとともに、所内における検算作業のチェック体制を改善・強化し、積算ミスの再発防止に努めこととしました。</p> <p>維持修繕業務の発注に当たっては、福島県財務規則に基づき適切な会計処理を行うとともに、次の再発防止策を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕業務担当者が必ず発注伺書を作成し、必要な所内決裁後に発注を行うことを徹底する。</li> <li>・発注した業務は事務執行管理表に整理し、業務・経理担当が相互に、定期的にチェックする。</li> <li>・業務完了後、修繕業務担当者に提出された書類について、修繕業務担当課内で必要な確認を行った後、直ちに総務課経理担当に引き継ぐとともに、請求書は経理担当が業者から直接受理する。</li> <li>・経理担当においては、発注伺書のコピーを発注管理簿として保管し、関係書類の受理、履行、支払等の執行管理を確実にを行う。</li> </ul>
---	--

4 監査対象機関    南会津建設事務所  
 監査対象年度    平成25年度  
 監査実施年月日  平成26年8月8日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 物品購入の契約手続において、著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 平成25年12月26日に契約した除雪車部品の購入において、計画的な執行管理を行い、条件付一般競争入札により一括で契約すべきところを、単独随意契約とするため3分割して発注している。</p> <p>1 契約金額    964,908円</p>	<p>随意契約においては、地方自治法施行令第167条の2（随意契約）等の根拠規定に基づき、適正な会計処理を行うよう職員に対し周知徹底を図りました。</p> <p>特に除雪車部品の購入については、不適切な分割発注及び単独随意契約を再発しないようにするため、内部牽制を強化することとし、下記の改善策を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部品管理簿と車両管理簿の整備・充</li> </ul>



契約日	平成25年12月26日	実を図り、在庫状況に応じた適切かつ計画的な部品調達を行う。 ・執行伺（所内様式）による意思決定 手続を徹底し、適切な契約方法により発注する。
発注先	A 有限会社	
2 契約金額	911,305円	
契約日	平成25年12月26日	
発注先	A 有限会社	
3 契約金額	942,070円	
契約日	平成25年12月26日	
発注先	A 有限会社	
合計	2,818,283円	
「是正・改善等の意見」 契約事務の執行に当たっては、関係規程に基づき適切に行うとともに、計画的な執行管理を行うこと。		

- 5 監査対象機関 福島空港事務所  
監査対象年度 平成25年度  
監査実施年月日 平成26年7月31日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 土地使用料の調定に著しく遅延しているものがある。</p> <p>「事実」 土地使用料10件14,575,755円について、納期限を平成25年4月30日として同年4月1日に調定すべきところ、同年10月24日に調定している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行うこと。</p>	<p>事務処理の進行管理が不十分であったため行政財産の使用許可が遅延し、その結果、土地使用料の調定時期が遅延したものです。ご指摘の内容を踏まえ、今後は同様な事例を繰り返さないよう進行管理を徹底するとともに内部チェック機能を充実させ、適正な事務処理に努めます。</p>

(監査総務課)

### 監査公表第32号

平成26年9月26日監査公表第29号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年11月21日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦  
26病第599号  
平成26年10月15日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一 閣

定期監査の結果に関する措置状況について（通知）

平成26年9月3日付け26福監第108号で報告のあった県立病院事業に関する定期監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により措置状況を別紙のとおり通知します。

(別紙)

## 定期監査結果に関する措置状況

指 摘 事 項	措 置 の 状 況																				
<p>病院局</p> <p>「指摘事項」 内部牽制体制が不完全な中、著しく適正を欠いた事務処理が行われている。</p> <p>「事実」 会津総合病院の閉院に伴い、平成25年5月13日から同年7月31日までの間、当該病院職員のうち5名が病院局本局（以下「本局」という。）の駐在員として、現地で残務処理に当たっていた。 同年7月頃、駐在員Aによって下記4件の著しく適正を欠いた処理が行われたが、駐在員相互のチェックや、本局による業務の進行管理が不十分であったことから、同年8月に業者から本局に対し経費が未払である旨の申出があるまで、当該不適正な事務処理を把握することができなかった。 また、駐在期間終了時における引継ぎが不十分であり事実の確認が困難であったことなどから、最終的な支払が12月になるなど、当該不適正な事務の対応に長時間を要している。</p> <p>1 正当な契約手続を経ずに口頭で不用品等の搬出業務を発注したもの 3件、契約金額25,322,900円</p> <p>2 正当な契約手続を経ずに不用品金属を売り払い、代金が未収入のもの 1件、売払金額742,854円</p> <p>「是正・改善等の意見」 事務の執行に当たっては、病院局財務規程に基づき適正な事務処理を行うことはもとより、内部牽制が適切に行われるよう、組織としてのチェック体制を強化すること。</p>	<p>不適正な事務処理が行われていた4件の事務については、平成25年11月21日までに契約の締結を行い、同年12月3日までに委託料3件の支払を行うとともに、売払収入1件の入金を確認しました。</p> <p>今後は、職員一人一人へのコンプライアンスを徹底するとともに、局内の研修会等を通し、担当職員の制度理解を深め、適正な事務の執行に努めてまいります。</p> <p>さらに、財務打合せ等により、業務の進行管理確認及び情報の共有を徹底するとともに、人事異動時の事務引継を適正に行い、未処理案件がないよう、組織としてのチェック体制の強化に努めてまいります。</p>																				
<p>矢吹病院</p> <p>「指摘事項」 扶養手当、寒冷地手当及び期末手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 職員Aの配偶者に係る扶養手当について、雇用保険の受給額が所得要件を超える期間においても支給を継続したため、扶養手当、寒冷地手当及び期末手当が過払となっている</p> <table border="1" data-bbox="239 1803 885 1960"> <thead> <tr> <th></th> <th>正当支給額</th> <th>既支給額</th> <th>過支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養手当</td> <td>0円</td> <td>78,000円</td> <td>78,000円</td> </tr> <tr> <td>寒冷地手当</td> <td>51,000円</td> <td>89,000円</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td>720,761円</td> <td>737,986円</td> <td>17,225円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>771,761円</td> <td>904,986円</td> <td>133,225円</td> </tr> </tbody> </table> <p>「是正・改善等の意見」</p>		正当支給額	既支給額	過支給額	扶養手当	0円	78,000円	78,000円	寒冷地手当	51,000円	89,000円	38,000円	期末手当	720,761円	737,986円	17,225円	計	771,761円	904,986円	133,225円	<p>職員Aに対し説明をした上で平成25年7月18日に133,225円の納入通知書を発行し、同月25日に納入されました。</p> <p>今後は、管理職員を加えた複数職員によるチェックを徹底し、関係規程に基づいた適正な処理に努めてまいります。</p>
	正当支給額	既支給額	過支給額																		
扶養手当	0円	78,000円	78,000円																		
寒冷地手当	51,000円	89,000円	38,000円																		
期末手当	720,761円	737,986円	17,225円																		
計	771,761円	904,986円	133,225円																		

各種手当の支給に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

( 監 査 総 務 課 )